

議案第 77 号

桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例(平成 25 年桐生市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 33 条中第 9 号を第 10 号とし、第 2 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 自動運行補助施設

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 77 号 桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する  
条例案

道路構造令の一部改正に伴い、市道の交通安全施設について所要の改正を行  
おうとするものです。